

	設置状況 ①全域で設置済 ②80条許可を希望するNPOがいる地域は設置済 ③約50%程度 ④その他(具体的に記述)	運営協議会の数 (単独かブロックか)	運営協議会で了承された団体数	地域で起こっている問題や課題(自由筆記)	移動サービスを提供している任意団体、ボランティア団体の動き(自由記述)・4条許可を取るとか・	活動を止める団体の数、割合(特定エリアの情報で可)	セダンを使用している団体の4月以降の動向(自由記述)	サービス提供団体側で起こっている問題や課題(自由筆記)
北海道	180市町村あるうち、105市町村で協議会設置(過疎地協議会含む)	105	承認団体数134団体、認可台数754台(3/31現在)	道内では札幌や中核都市と過疎地に大きく分けられる。都市圏は移送団体、タクシー会社もあり、移動は確保されるが過疎地では団体もない地域が存在する。道内においては各市町村で運営協議会を設置することになっているため、これまで2つ隣の町まで送迎に行っていた団体は、会員の住民票が団体所在地にないために送迎ができなくなってしまった。また札幌近郊の町でも運営協議会を設置しないと表明している町もあり、そこに居住している移動困難者は結果的に移動ができなくなってしまった。	STネット加盟団体の中でも、数団体が移送サービスを止める団体が出ている。	2	セダンについては特に具体的な動きは無い	重点指導期間延長により9月末までは運営協議会未設置の市町村または道外の会員の送迎も行うことができるが、以降は送迎ができなくなるため、会員登録を断らざるをえない。

青森県	④「設置済」を開催したところと解釈すれば25ヶ所。窓口は全市町村(40)に設置し担当職員も決まっている。	単独市町村で25ヶ所	社福35、NP O5、農協2、医療3(4月末現在)	協議会の議論の中ではタクシー業界の反発があるものの、許可取得後の団体による福祉有償運送行為では特段問題はない。県独自の福祉有償運送推進連絡会議設置済み。青森県企画政策部交通政策課	4条取得NPO1団体	非営利訪問介護事業所では、通院送迎をやめたところ多数あり	知的障害施設で、福祉車両を購入して80条許可取得2団体	実施団体の福祉輸送についての安全認識の低さと、協議会委員の理解不足で、極めて好い加減な承認が出ているところがあり、事故が起きたら全体が悪く言われそうで不安、迷惑。
岩手県	④約65%設置済み。	単独で14ヶ所・複数で2ヶ所	社福27、NP O4(4月末現在)	タクシー業者の協力が得られず、協議会の設置が困難となっている事例あり 岩手県健康福祉部地域福祉課				
宮城県	②	10(ブロック:4、単独:6)ブロック:宮城県、仙台北地区、亘理・山元町地区、仙南地区。単独:東松島市、鹿島台町、登米市、仙台市、石巻市、名取市)	25団体(うちセダン6団体)H18.5月現在	運営協議会がタクシー事業者の独壇場と化している。地域によって温度差はあるが、委員の移動サービスに対する認識不足が問題。  社協を利用している透析(火・木・土)の方が、管理運営体制の点呼の問題で土曜日が利用できなくなった。(社協の勤務体制(土曜休み)の関係で電話点呼をしていたが、対面点呼の強行な意見に、土曜提供を社協が断念したため。)⇒土曜日は介護タクシーを利用し、経済的な負担が強いられ利用者利便が損なわれてしまった。	実費程度で活動している、ある団体は、あくまでも助け合い活動として80条許可はとるつもりはなく、摘発があればやむを得ないと覚悟している。それを見極めたうえで、利用者の拡大はせず、今利用している人が困らないように任意の謝礼程度で活動を行っている。		仙台市は特区(3団体限定)認可を受けているが、協議が成立したのは1団体のみ。あとの1団体は次回協議予定、残りの1団体はまだ正式な申請はしていない。今後数団体がセダンでの許可申請予定。5月に団体追加でセダン特区申請を要望している団体もあるが、行政も申請するNPOも動きが鈍い。	新しく移動サービスを始めようとしている仙台市のNPO団体(障害者の家族)があるが、すべてセダン車の持ち込み車両。これまで、研修を受講したり立ち上げるための準備をしてきているが、クリアすべき課題が山積している。特区申請・認可、運行管理体制(電話点呼等)など。新規参入には、リスク・ハードルが高すぎる。

秋田県	④80条許可を希望する法人がいる市町村は設置済または設置予定	単独市町村で3ヶ所他に過疎地分1ヶ所	社福3 過疎地でNPO1 4月末現在	タクシー事業者との利害調整 秋田県建設交通政策課				
山形県	④山形県内で運営協議会が設置されていない地域:新庄市を中心とする最上地域、寒河江を中心とする西村山地域。設置済み地域:庄内地域、山形地域、北村山地域、置賜地域	4ブロック	4月30日現在 庄内地域:6団体 山形地域:6団体 北村山地域:1団体 置賜地域:10団体 合計23団体	庄内地域はセダン特区を申請しなかった為、セダンでサービスを提供している団体が苦慮している。	・セダン特区を申請しなかった地域では活動を中止している団体がある。 ・新庄市のように、県の担当者に対し4条許可を指導していく旨の発言を繰り返し、運営協議会の設置に反対している市町村もある。	酒田市・鶴岡市で2～3団体	活動を自粛しているか中止している。	情報収集能力の低い団体ほど運営協議会への申請のタイミングを逃したり、運営協議会の役割を誤解したりしている。 24時間テレビから提供された車両を市町村の担当者から4条許可の指導を受けたり、行政の担当者は福祉輸送を全く理解していないようだ。
福島県	④	2 単独1 広域1(9市町村)	14	・運営協議会設置の動きがあったのは、本宮町。白河市は、隣接する栃木県と広域で設置の動きがあるようだが詳細は不明。 ・まごころグループは80条許可申請に動いている(福島市、国見町) ・福島県は市町村にお任せの姿勢。担当課は生活交通支援グループ。 ・社会福祉法人やNPOは運営協議会が設置されないで4条許可&ぶらさがり80条許可で活動している団体が多いようだ。				

茨城県	②	茨城県内 44 市町 村中：運 営協議会 設置済み 自治体 21 箇所、 4 月以降 設置予定 自治体 7 箇所、4・ 43 条許 可による 自治体 5 箇所	26(運輸支 局聴き取り)	茨城県内でも、首都圏にある県南地区と山村・ 田園が多い県北地区では、サービスの捉え方 が違います。地域力とも云うべき「助け合 い」の風潮は年々低下する現状で、外出困難者 のニーズは殆ど全県的なものであるに関わら ず、サポート体制(団体・個人)は県北地域は 脆弱であると思います。移動サービスを新たな ビジネスと捉え、ギブアンドテークで割り切っ てサービスを需給・供給できる都市部はこれか ら利用頻度は増加すると考えますが、山村部 はニーズは在っても供給できない、また利用す るにも世間体や家族の在り方を問われるなど から利用することに躊躇するといった社会的 背景が存在します。	当会では、任意団 体・VO団体まで をも認識しており ません。また、運 輸支局も4条取得 事業者の情報公 開を行なっておら ず、県内でどれほ どの団体が活動 しているかは定か ではありません。	NPOで確 認できる 情報はあ りません。 ただし、院 内介助の 介護保険 適用基準 が厳しくな ったことも あり、営利 事業者の 中で通院 等乗降介 助サービ スを停止し た事業者 はある。	茨城県では、県指 導の下「セダン特 区」取得を自治体 に強く働きかけた こともあり、運営協 議会設置済みの 自治体は総じて特 区申請を行なっ ている。ネックとな っていた、運転者講 習や保険の問題も 「茨移連」の一連 活動としてクリア しており、少なくと も「茨移連」加盟団 体内での問題はな いと考えます。北 茨城市、ひたちな か市、セダン特区 申請(06年5月)	・どの運営協議会でも課題となった のが、ガイドラインに書かれている 所の 利用者の範囲です。単独 外出が困難な者についての、定義 と客観的認定基準があれば、運営 協議会の討議もスムーズに執り行 われるものと考えます。・10月以 降の改正法施行前に、移動サービ スをコミュニティービジネスとして行 なっている団体と、助け合い活動 の一環として行なっている団体で の扱いを法の運用部分で分けてほ しいと考えます。
栃木県	①* 全県セ ダン特区取 得 * 県内6プロ ックにて開催	6ブロック	審査回数 97回(複数 の市町村に 提出してい る団体があ るため)申 請団体57 団体。承認 された団体 数56団体 (1団体は 次回申請) 今後予定 団体10~ 15団	佐野市ではNPO法人に福祉輸送を依頼した為、 80条許可を申請したが、合併の後社協が無償で 通院送迎を行うと発表した為、現場に混乱が起き ている。 ある社協では、運営協議会が終了したが、別の地 域でタクシー側が、「一部の地域ではOKである が、ここの地域は承認しない」ということで実施が 出来ない状況にある。(合併に絡んでグズグズあり) 宇都宮NHK-FMのスタジオに呼ばれ、全県セダ ンの影響についてインタビューされた。	比較的過疎の地 域では、任意団 体のまま移送サー ビスを継続してい るところもあり、道路 運送法が変わる1 0月以降について は予断を許せな い連宅協議会とし て県の運営協議 会事務局に対し、 運営協議会のあ り方について提案 申し入れ(別紙)	当方でつ かんでい る団体は 1箇所であ る。(任意 団体)	運輸支局の許可 申請が集中した 為、最近になって 許可が下りてきて いる。混んでいる 為、許可までに1ヶ 月程度かかっている。 9月まで80条 が猶予が伸びたこ とから、5月末ごろ に申請する団体も 5つほどある。	現在のところ特には聞いていない が移送運転者研修会を継続的に 実施要望あり。6月から7月のか け170名程度受講予定あり(連絡協 議会主催2回 県社協3回)県社協 研修会講師は、連絡協議会より派 遣

			体（NPO 法人 3～ 5 社会福 祉法人 5 ～10 団体） 資料別添 平成18年 3月末現在					
群馬県	①全域で設 置済	5ブロック 及び1市 で設置	運営協議会 での了承さ れた数は把 握していな いが、陸運 支局で許可 を得た数を 把握。平成 18年5月1 日現在で80 条許可数43 カ所、4条許 可数93カ所	各運営協議会での対応のばらつき。・特定任 意講習会、自主研修の取扱い ・その他の移動 困難者の対応	原則は80条の取 得を前提に情報 収集、資料作成、 申請を進めている ところが多い。 4条及び80条の 両方の取得を進 めているところ があるが、理解さ れていない状況も ある。	一部の社 会福祉協 議会につ いては、合 併により 事業の休 止、中止も 出てきた。	群馬県では、セダ ン特区了承済み。	教習所等により特定任意講習会の 講習料がまちまちであることから、 圏域で調整の必要性がでている。
埼玉県	①全域で設 置済	12ブロッ ク(さいたま政令市 含む)	159団体。複 数の運営協 議会のとこ ろは同一団 体でも別々 の許可にな るため、20 4団体となる (5月24日 現在)。過疎 地有償1団 体	埼玉の場合、生活サポート(レスパイト)で移送が OKになっていて、この取り扱いで(お金が2分の1 を超える)県と事前交渉をおこなった。また、神奈 川方式を導入したが、市町村には、運営協議会の 趣旨が理解できていないと考え、県と話し合い、有 識者(私たちの推薦)を各ブロックに入ってもらった のは、かなりの成果を上げることができた。ただも う少し有識者間の意見交換ができていれればと思 う。また過疎地有償運送が1箇所許可が下りまし た。ただ、運協の席上バス会社からバス路線の 撤退の話が浮上し、現在対応策に苦慮していま す。				

千葉県	③ 56 市町村中、30 市町村設置済 1 市過疎地開催済 25 市町村未設置	31(すべて単独)	4/末日現在 52 団体・NPO 法人 24 団体・社会福祉法人 24 団体・医療法人 2 団体・その他 2 団体 福祉車両 300 台 セダン車両 165 台	・各市町村において、独自のガイドライン上乘せ基準を作らなければならないと勘違いが浸透しつつある。 ・県でセダン特区の認定を受けたのち、なぜか、開催された運営協議会が中断する現象が各地で見られる。 ・茂原市は、移動支援を行う NPO 団体より運営協議会開催要請があったにもかかわらず、市長名で運営協議会を開催しない旨の返答が、要請団体に対しされた。今後の課題とし運営協議会開催(広域開催等)を求める要請に向け準備中。				
東京都	①全域で設置済	10 都内区部(8 は単独、2 は 4 ブロック幹事会) 5 多摩地域市部(4 は単独、1 は 4 ブロック幹事会)	都内 23 区部(協議済 57、協議中 4、今後協議予定 3) 多摩地域 30 市町村部(協議済 70、協議中 8、今後協議予定 1) 合計協議済 127 (3 月 23 日現在)	全域で、単独で運営協議会を主宰しセダン特区申請を行う区市以外は、セダンについては運営協議会で取り扱わないと都から回答があった。 多摩地域:タクシー事業者から市町村の管理体制や安全の担保等をタクシー以上のものをもとめられている。結果ガイドライン以上の、運行管理責任者代務者申請、点呼簿整備、基本的に利用者が当該市に限定された。	多摩地域:NPO 法人格取得 3 団体 法人格団体と統合 1 団体 4 条取得情報なし	多摩地域:活動停止 1 団体 無償に切替 1 団体	多摩地域:セダンのみで運行していた 1 団体が福祉車両購入。 2004 年度セダン等実績調査をネットワークで実施した。2005 年度実績調査実施予定	多摩地域:単独開催のところ、許可後の報告内容項目が多大なことへの不満の声がある。広域運営協議会より許可後の報告内容についてネットワークに相談がきている
東京都(板橋区)	①板橋区福祉有償運送運営協議会設置	板橋区単独設置	・区内 4 団体 ・区外 1 団体 (5 月現在)	1)セダン特区の認定を受けたものの区内団体でセダンの申請する団体が無くなってしまったこと。	・板橋区内団体で、4 条許可取得団体 1 団体、申請中団体 1 団体	特になし	特に変更なし	・運転者等研修の実施について
東京都(練馬区)	①全域で設置済	練馬区単独設置	社会福祉団体 1 NPO 法人 13		法人格申請中の団体 1 団体、任意団体 3 団体			

東京都 (世田谷区)	①世田谷区は2003年の特区の時期から運営協議会が設置されている。	世田谷区 単独	8団体(7NPO+1社協)(2006年5月現在) 21台+セダン3台	従来より行ってきた「共通会員ルール」が80条許では違法であると指摘されている。	NPO法人格を取った団体が1つ、4条許可を取った団体が2つ	2団体が現時点で活動停止	世田谷区では表面的にセダンを使用している団体はなし、走らせる会が80条許可で、セダン使用を認められた。	世田谷区が福祉移送配車センター事業をタクシー事業者に委託しようとしている。
東京都 (北区等10区)	①全域で設置済	複数の区で共同開催(北、千代田、中央、港、新宿、文京、台東、荒川、目黒、渋谷)	社会福祉団体 4 NPO 法人 4 その他 0					
東京都 (足立区等5区)	①全域で設置済	複数の区で共同開催(葛飾、江戸川、江東、墨田)	社会福祉団体 1 NPO 法人 8 その他 0					
東京都 (中野区)	①全域で設置済	区単位	NPO 法人 1 (見込み)	・許可の制約にひっかかり、完全実費精算にして無償扱いとした団体があった。				

東京都 (杉並区)	①全域で設置済	区単位	社会福祉団体 3 NPO 法人 3 その他 1 新規で2団体協議予定	従来の活動団体の中で福祉郵送の要件を満たすのが困難とのことで許可を断念した団体(NPO1任意1)がある。いずれも利用者に対して他団体の紹介等の対応を行っている。				
東京都 (大田区)	①全域で設置済	区単位	社会福祉団体 0 NPO 法人 5 その他 1					
東京都 (品川区)	①全域で設置済	区単位	社会福祉団体 1 NPO 法人 0 その他 0					
東京都 (豊島区)	①全域で設置済	区単位	社会福祉団体 1 NPO 法人3	なし				
神奈川県	①	9 (3は単独、6はブロック)	156 (5月現在)	1)横浜市等、移動に関するNPOが全く発言できない運営協議会がある。 2)利用者保護を御旗に、運賃を買い叩く運営協議会が2地区あり、他にも波及しつつある。 3)作業所への通所支援等、有償とは言いがたい謝金で行っている地区社協等の活動が萎縮しはじめている。市社協の法人格を活用できたのは3市のみ。	社協の傘のもとでは、有償運送ではないが研修を受講する団体もある。無償運送に近い団体には不安が広がり始めている。未だ支援ができていない。	活動を停止する団体もあるが新規に始める団体も多い	県全域セダン特区	ブロック開催(6地区)では、4月から運営協議会事務局自治体が一斉に交代し委員の交替もあった。新体制で未だ開催されていないが、今後の運営協議会の動向に注目したい。 作成したばかりの「80条許可車両」マグネットシートが使えなくなることは痛手。



新潟県	④ 新潟市、上越市、魚沼市、南魚沼市、五泉市で開催。準備会レベルでは柏崎市、長岡市、糸魚川市。それ以外はまったく動きはない。	6[いずれも単独]	2 団体(NPO 法人よしかわたすけあい:上越市中東福祉会:五泉市)	①運営協議会がタクシー事業者のためのものになっており、移動弱者の問題解決の場となっていない。②NPO とタクシーは根本的に違うが、タクシーの土俵で議論が進む。③運輸支局の課長に意見を求めても「この運営協議会で決めてください」と発言し、結果としてタクシー寄りの議論になる。④ガイドラインの解釈があまりに広がりすぎて、ローカルルールがどんどん作られ、NPO の活動を制限する方向になっている(区域限定、対象者の限定、免許資格など) ⑤	NPO 法人は概ね 80 条という流れだが、三条市だけは運営協議会を市が開催しないため、4 条+80 条を検討している。	豊栄社協が移送サービス停止。上越市大潟区は法人格が取れずに任意団体が解散。	変わりなく活動しているが、10 月の道路運送法改正に伴い何らかのアクションが必要とすることで「新潟県福祉移動サービスネットワーク」という団体が設立された。	法人格の取得や、17 種類もの書類の用意ができず、今後、解散や活動停止に追い込まれる組織があると予想している。特に歴史が長く、構成員の年齢層が高い団体にはその傾向がある。そもそも、この問題を知らない行政担当者が多い。知っていてもタクシーからの批判を恐れてか、腰が重いという話も聞く。4 条許可を勧めてくる担当者もいるようだ[運営協議会など面倒なことをしないでいいからだろうか?] タクシーが反対してくるというのはもう当たり前という前提で、行政の責任で運営協議会を開催しないと進まないというのが実感。その反面、「こんな重たい問題を市町村に投げやがって」と、懸命にやっている行政担当もいる。一生懸命やるほど立場が悪くなる、というのは見えて心苦しい。もう少し、国で細かくガイドラインを定めてほしいという行政からの要望もある。
富山県	④希望する団体は多数だが、設置済みは2市	2(市町村単独)	2 団体(2市で各1団体)	許可取得した2団体は、利用者の範囲を始め、様々な制限を設けられ活動が狭められている。許可取得をめざす団体の多くが、自治体との交渉段階で利用者の制限をせざるを得ない状況にあり、実際に利用を断っている。	2005 年に富山福祉移動サービスネットワークが発足し、富山市を中心に運営協議会設置を求めるロビー活動を続けている。6月には、市民協田中尚輝氏、横浜の中野	ネットワークの会員団体には、やめる団体はない。	今まで通り実施。	社協の多くは、金沢方式で運営協議会を通さずに許可取得する方向に流れている。NPO は、運営協議会設置を求めて自治体交渉を続けているが、自治体がタクシー事業者の要求を断れず、そのまま NPO に要求してくる状態で利用者の範囲を制限せざるを得ない。

					雅司らを招いて、運営協議会設置の促進をめざしてシンポジウムを開催する。			
石川県	④共同運営協議会(金沢市、白山市、かほく市、野々市町、津幡町)3市3町	1ブロック	平成18年3月1日現在(29団体)	共同運営協議会は設置してもらえたが、セダント特区申請はしてもらえなかった。	先に4条の許可をとってしまった団体もおおかった。解らないままに許可を取った団体が多い。	移送の活動を無償にした団体がある。	セダント特区申請をしてもらえなかった。のでセダントの使用はできない。	朝、バスレーンを走っていたら、福祉有償運送はタクシーとは違うといわれ検挙された。
福井県	②希望団体はすべて(NPO、社協)等、設置済み	7ブロック 12団体 H18.5現在	11団体了承内、1団体申請準備中	1)タクシーの意見として利用対価にあたる概ね1/2の根拠が理解しがたい。2)運営協議会にて走行中は必ず運転手と付き添いをつけるようとの意が多い。	透析に通うあいのりの形のバス運行を80条取得により充実させようと移動サービスの広がりを見せている(勝山市)	一部あり。福井市内は特に厳しく活動の継続を思案中の団体あり	・セダント特区許可1団体(3月)・自治体側からセダントの使用をすすめる所もあったが団体側に積極性がない	・県や自治体側からの運協が推進されるような研修等がされていない。 ・NPO 移動サービスやガイドライン等の内容が理解されないまま運協で承認されて、あとで問題が起きる。車の台数を制限される等。
山梨県	②80条許可を希望するNPOがいる地域は設置済	6ブロック	7団体(6月1日現在)		特に大きな動きはない	なし	3月31日に山梨県全県区にてセダント特区指定	

長野県	② 81市町村のうち、40市町村が運営協議会を設置し、18市町村が県の現地機関の設置する運営協議会に参加	市町村単位で40、県の現地機関単位で4	約90(平成18年3月末)。現在精査中	運転者が修了することを求められている研修の終了者が県内に約1000名いるが、まだ500人程度の受講希望者がいると見込まれ、10月までの研修会の実施が課題。 6月1日からの駐車違反取り締まりの強化を受けて、現実はどういう問題が発生するかを見極めることが必要。	ボランティア団体の中には、NPO法人格を取得して許可取得を目指す者、思い切って無償にする者、あらかじめ廃止する者など様々である。 また、4条許可を取得した法人の中でも、運送できない範囲を埋めるため、運営協議会による80条許可も併せて取得する者が出ている。	把握できていない。 (相談がある前に止めている場合が多いと推察される。)	セダン型車両の使用を続ける法人については、市町村に働きかけてセダン特区の認定を受けているものと理解しており、10月以降、セダン型車両の使用について各運営協議会に申請が出てくるかどうかは予断を許さない状況。	運送許可を取得した結果、市町村のケアマネージャーが利用者とその法人を薦めるようになり、当初の予定を超えて運送することを迫られ、車、運転者が足りないという事態が発生している—ということは幾つか耳にしている。 その際、車についてはセダン特区、運転者については研修の実施が課題になっている。
岐阜県	②ほぼ希望する地域に設置されたが個々には問題もあると思われます。	単独:9 ブロック:3	5月29日現在、34団体136台(複数自治体にまたがって許可をうけた延べ団体数は54団体251台)	土岐市で9年間移送サービスを続けていた団体の要請が却下され、設置されなかった。タクシー業界が共同配車センターをつくる計画で福祉有償運送は認められなかった。中津川市では市町村合併の中でタクシー業者もないのに過疎地有償運送の要望を認めなかった。県がセダン特区の申請をして認可されたのに、市町村の協議会では今のところ取り上げる姿勢を示していない。	訪問介護事業を行っているところではもう無償にしたところもある。	把握しておりません。(特に無いと思われま)	3月まで40台の持ち込み車両がありましたが、4月から登録制(保険料等)により半減した分利用者さんは回数を減し、介護タクシーを利用する事により負担増加した。	・一部利用者から今までの料金体系が違い収入が減り運営が難しくなって来ている。 ・運転講習会への参加費用、事務、保険料が増加し負担が大きくなって来ている。 ・本来の助け合いによる移送サービスから、扱いはいわゆる介護タクシー扱いとなる制度はおかしいのでは無いか?!

静岡県	③ 42 市町 中、20 市町	20 協議会 (単独) (広域は ありませ ん)	3 月末時点 で 63 団体 (重複市町 承認 10 団体 を含む) (内、NPO 法 人 23 団体、 公益法人 30 団体)	問題点 ・市、町毎の運営協議会毎任意保険の金額が相 違っている。すべて無制限が条件とした所もあり、 保険料負担が増加してくる。 ・安全運転講習会をタクシー協会からの指定講習 会を義務付けされたところもある。 ・近隣市町の広域行政で運営協議会設置が難色 を示している。 ・利用者(移動制約者)の制限(幼児等)がある。 ・市独自のステッカーを貼る事を条件にされ、自家 用持ち込み車両、所有者(ヘルパーさん)が移送 サービスを辞退してしまった。 ・会員登録を必要とされ、介護障害申請を受けて いない今までの利用者を今回の制限にあわせ登 録申請をした。 課題 ・利用者のサービス範囲が今まで他市町間でも可 能でしたが発着地点制限がされ、他市町にも運営 協議会申請を行ない許可が必要とされる。	・任意団体は NPO 法人所得をして先 生をした所もあ り、又、利用者が 少ない NPO 法人 は隣接 NPO 法人 の会員登録として 申請をした。 ・法改正を知り得 ていない団体もあ るのでは無いかと 感じる。			
愛知県	④会員が所 在する市町 村で未設置 なのは 4 市 町村。64 市 町村のうち 41 市町村で 設置済み。	①広域 6 (8 市 11 町)、② 単独 22 (19 市 3 町)、計 28(27 市、14 町)	92 団体(4/1 現在、複数 の市町村で 了承された 団体は重複 カウントされ ている)	一部の運営協議会でガイドラインの上乗せ条件が あった。具体的には、①2種免許保持者を1名以 上雇用する、②自動車保険会社からの確認文書 を添付する	任意団体 5、NPO法 人 1(現会 員、退会 会員含む)	全県特区なので許 可取得済み		
三重県	①	8 blocks	70 法人(4 月末現在)	①料金が低く設定されてるため参加しにくい状態 ②過疎地対応が考慮されていない				

滋賀県	④	3 単独2(栗東市、高島市)ブロック1(湖北圏域)	8 栗東市1、高島市4、湖北ブロック3(6月現在)	滋賀県7圏域中、運営協議会設置はわずかに1。半ばあきらめムードか「NPOは4条、43条取得の方向」とは現地NPO団体談。ただし、重点指導期間延長のため、今後、県側と交渉再開の動きも。				
京都府	②	18(内、ブロック3)	50(京都府から聴き取り)	従来の利用者の中で、福祉有償運送の対象者の条件(自力で公共交通機関を利用できない方)に該当せず、対象外となった方が多く出た地域があり、社協や行政への相談が寄せられている。			南丹市、セダン特区申請(06年5月)	
大阪府	①+枚方市(特区)	5ブロック+単独1	91団体(3月末現在、枚方市含む)	運営協議会は四半期ごとに開催(除く枚方)。これまで4回開催。ブロック内の運営協議会は1年ごとに、各市町村で輪番。構成メンバー約9人のうち、会長をはじめ、タクシー、労組、運輸支局の代表には変更がなく、協議会の中でNPOはさらに困難な状況に。				
兵庫県	①全域で設置済(姫路市を除く)	単独4(6月に+1予定)共同6	63団体(18年5月現在)(内訳)社協28、NPO31、その他4	7県民局で6の協議会共同設置。残り3県民局は市町の単独設置等。神戸(単独・12法人)と阪神(共同・17法人)の協議済の多くはNPOで、都市部の社協は撤退が多い。逆に中山間地域は社協が多い。「こうべ」「兵庫」「阪神」の3つのネットワーク団体が活動している。				
奈良県	② 未設置 15市町村	単独3 共同5	15団体	18年になって、5運営協議会開催され26市町村がスタートしました。15市町村がまだ設置されてません	県は4条43条許可を取るようにと2年間指導してきましたと言っています。	右同じ	取り合えず猶予期間延長で乗り越えている	交通過疎に近い中途半端な地域の所が進んでません、セダン問題がネックですね

和歌山 県	④その他 田 辺市、すさみ 町、紀美野 町	3箇所 単独	6団体	県はあくまで市町村設置でと言っています。これ からも進みそうにありませんがやろうとしていると ころが出てきたことはこれからですね	市町村単位での 取り組みが進まな ければだめな感じ です。県は4条43 条できるように指 導していますと言 うだけ	社協でいく つかの所 でどうする か、もめて いるみた いです		NPO団体は少ない県です、80条 問題にあまり認識、情報が少ない ように感じます・***79条や地域交 通会議や行政の移動問題施策の ことを考えると市町村単位でもめて いく方がブロック単位よりおもしろ いかなと思う所もあります。
鳥取県	②80条許可 を希望する NPOがいる 地域は設置 済	2	3団体(平成 18年5月現 在)	米子地区を中心とする 県西部に団体が集中して おり、セダン特区の認可取得済み。			安来市、セダン特 区申請(06年5月)	
島根県	②80条許可 を希望する NPOがいる 地域は設置 済	3	3団体(平成 18年5月現 在)					
岡山県	①全域で設 置済	9	52団体(平 成18年5月 現在)	「移動ネットおかやま」が発足して1年になり、ネ ットワークが拡大しています。				
広島県	②80条許可 を希望する NPOがいる 地域は設置 済	5	1団体(平成 18年5月現 在)					
山口県	④その他 (運営協議会 は設置され ていない)	0	0団体(平成 18年5月現 在)	2市町村以上に広がる地域には県主導での運営 協議会を計画している。				
徳島県	未設置							

香川県	未設置	0		4月当初から県と運輸支局に働きかけている。小さな県なので全県1区で良いからと要望した。しかし県側の回答は、協議会開催の必要を感じないとのことで、開催意思なしと思われる。				
愛媛県	④	県主宰5 ブロック +1(上今 町)	社協1(申請 自体が集ま ってきていな い)交通対策 課等複数の 担当課。					
高知県	④高知県35 市町村 中・高知 市・室戸市 のみ設置済 み・安芸市 金沢方式・ 佐川町設置 に向けて動 き始めた。 ・大豊町 自治体が考 慮中。タク シーの乗り 合いをH18.5 月より始め た。	2	高知市2団 体 NPO 法 人高知県肢 体障害者協 会 H18.4 NPO 法人地 域サポート の会さわか 高知 H18.4 福祉 車両のみセ ダン×	県・市とも移動サービスの必要性は、認識し努力もしてくれたが、タクシー業界の理解が得られず、現時点では、セダン型については絶望的。報道機関(朝日・高知新聞、NHK)に働きかけ、住民に関心をもってもらうべく、活躍中。5/26NHK 全国放送 14:05～元気列島 5/28NHK 四国のみ放送 8:00 から四国羅針盤(高齢化どうする移動手段) 放映	アンケート発送 87 団体(社協 51・ NPO 他 36)回答 29 団体(社協 19 団体・NPO 他 10) のうち、サービス 実施団体 12 団体 社協 4・NPO 4 任 意 2・その他 1 無 回答 1		<当団体の場合>タクシー業界の同意が得られないため、セダン型での許可が得られない場合、現在のサービスが70%低下。このため県がタクシー業界の理解を得るための調査を始める。県より協力依頼(5/19)有り。許可がおりない場合、団体として無料化を検討中。	<他の NPO 法人>病院への無料バス運行中(週5日)総予算 700 万、寄付等をあてているが赤字

福岡県	④約40%	単独:9 2市共 催:1	13団体取 得済み 4団体継続 協議 or 申請 準備中	1)運営協議会の開催が困難な地域において、無償化・4条許可に踏み切る団体が多くなっている。 2)市町村合併に伴い、運営協議会の設置の動きが鈍ったり、白紙に戻ったりするケースがある。 3)業界の反発で設置が進まない地区がある。 4)運営協議会の設置が進む中、運転者の資格に関して、研修会実施の要望が強いが、運転者研修のあり方が国会でも論議されており、カリキュラム要件が具体的に示されていない状況下で、性急に研修を実施することに躊躇せざるを得ない。	社協を中心に無償で活動が続ける団体が少なくとも3団体ある。	3団体	福岡県内ではセダン特区が認められた地域がないため該当なし	1)運営協議会が設置された地区で、手続きの複雑さをはじめ、様々な理由から申請を取り下げた団体が2団体。 2)今年3月までにと、運営協議会設置を急いだものの、セダン利用が認められないために、80条許可の縛りでむしろ活動が制限されている。(重点指導期間が延びるなら、もう少し設置を延ばした方が良かった..)
佐賀県	④	県内5ブロックに 設置計画 で5/1 現 在で3ブ ロック設 置済み (協議中)	5月1日現 在9団体了 承(2ブロッ ク分)協議済 み	タクシー業界代表からの・・・ ①ガイドライン以上の厳しい利用対象者の制限 ②運行対価の統一 ③相乗り利用の導入 以上3課題は、今後実績を見ながら継続検討項目となっている(当面はガイドラインどおり) ・運営協議会で行政からの発言がない。(もっと必要項について積極的に話すべき) ・基本的に営業目的の道路運送法の中での議論であり、NPO 活動概念には根本的になじまない。	ネットワーク20団体中、4条許可を取っている団体2団体	1団体	法制度の動きを見守っている。県へは特区申請の要請(さが福祉移動ネット)済みだが動いていない。	・ガイドラインでは利用者が制限されるため本来のたすけあい活動ではなじめない。(対象外の会員は無償で対応中) ・セダンが使えないのに活動費が制限されている。 ・ガイドライン、現制度化と動いており、たすけあい活動理念とはますます遠ざかっていく・サービス提供団体側の安全運行に対する意識が低い。(安全運行については非営利も営利も変わらないものであるべき ・4条ぶらさがりの80条(運営協議会不要)と本来の80条での活動内容が正しく理解できてない団体あり。そのために本当に運営協議会で協議を必要とするサービス活動をしている団体のみが申請しているのか疑問である。特に社会福祉法人、医療法人等にみられる。



長崎県	④五島市のみ(長崎市、佐世保市、諫早市が準備中)	1	2 団体(五島市。許可はまだ)	透析患者送迎 NPO からの要請で、左記3市が運営協議会を設置するよう動いている。改正道路運送法施行に向けて、県から市町村に10月までに開催するよう通知を出した。運営協議会の設置については、合同開催を含め、県は市町村の自主性に任せている。				県はセダン特区申請を試みたが、タクシー業界から強い反発を受けて断念した。
熊本県	②	7:単独4 ブロック2 協議中1	19(5月現在)					
大分県	1. 日田市 大野郡	1(日田市)	1. 日田市...1					
宮崎県	ほぼ①全域で設置済 1. 宮崎市...管轄(宮崎市障害福祉課) 2. 門川町...管轄(門川町福祉課) 3. 川南町...管轄(川南町障害福祉課) 日南市... (準備中)	運営協議会の数は、37ブロック 1. 宮崎市...宮崎県の中心 2. 門川町...宮崎県の最北端 3. 川南町...①②の中間 日南市...宮崎県の南部	1. 宮崎市...0 2. 門川町...3団体(内訳:NPO 1団体・社協2団体)車両8台 3. 川南町...0	宮崎運輸支局は、詳細を把握していないとの事。				

鹿児島県	ほぼ①全域で設置済(鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、旧加世田市、日置市、奄美市、大口市、指宿市)	8ブロック	1. 鹿児島市・・・6団体(内訳:NPO2団体・社協4団体) 2~8の地域の了承団体は、大体NPOとのこと。					
沖縄県	1. ぎのわん市 準備中が1町	運営協議会の数は、1 1. ぎのわん市	1. ぎのわん市・・・0 (平成18年3月に協議されたが、了承した団体はなかった。7月に再開される予定との事)	・高齢者より障害者の移動問題の方が多い				